

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に基づく指定
障害児相談支援事業所「洛西愛育園」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都基督教福祉会が設置する洛西愛育園（以下、「事業所」という。）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）（平成17年法律第123号）に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児相談支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害児および保護者（以下、「利用者」という。）に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的とする。

(運営の基本方針)

- 第2条 事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、前3項の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 洛西愛育園
- (2) 所在地 京都市西京区榎原百々ヶ池23

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- 管理者は、職員および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規

定されている指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の実施に関し、法令等において規定されている事項について、職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成および継続的なモニタリングを行い、適切な障害福祉サービスの利用、障害児通所支援の利用が行われるようにする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

休業日 土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始、当事業所が定めた休日

(2) 営業時間 午前8時25分から午後5時10分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(指定計画相談支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定計画相談支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活全般に関する相談

(2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供

(3) 指定計画相談支援に関する内容

ア サービス利用計画の作成及び評価

イ 訪問による継続的なモニタリング

(4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(指定障害児相談支援事業の内容)

第7条 事業所で行う指定障害児相談支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活全般に関する相談

(2) 地域の障害児通所支援事業者等の情報提供

(3) 指定障害児相談支援に関する内容

ア 障害児支援利用計画の作成及び評価

イ 訪問による継続的なモニタリング

(4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (3) に附帯するその他必要な相談支援、助言等

(利用者から受領する費用及びその額)

第8条 事業者は、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際には、厚生労働大臣が定める基準により、市町村から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支払を受けるものとする。

2 事業者は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う場合には、それに要した交通費の

支払いを利用者から受けることができる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することとする。

事業所から、1キロメートルごと 25円

- 3 事業者は、前2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対して交付しなければならない。
- 4 事業者は、第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

(計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額に係る通知等)

第9条 事業者は、法定代理受領により市町村から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 事業者は、第8条第1項の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した領収書を利用者等に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

京都市全域

(主たる対象者)

第11条 事業所において指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 障害児

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、指定児童発達支援の提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するものとする。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(虐待の防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 管理者を責任者とし、苦情解決等必要な体制の整備を行う。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止を啓発・普及するための研修会を実施する。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）を設置し委員会での検討内容を従業者に周知徹底する。
- (5) 成年後見制度の利用支援を行う。

(身体拘束等の適正化の推進に関する事項)

第15条 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (2) 従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を実施する。
- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し委員会での検討内容を従業者に周知徹底する。

(苦情解決)

第16条 事業者は、その提供した指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、その提供した指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に関し、障害者総合支援法第11条第2項及び児童福祉法第24条第34条の規定により都道府県等が行う報告若しくは指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又は

その家族からの苦情に関して都道府県等が行う調査に協力するとともに、都道府県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 5 事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、障害者総合支援法第51条の27第2項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は、都道府県知事又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告するものとする。
- 7 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第17条 事業者は、利用者に対する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第18条 事業所は、従業員の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害児通所支援事業者その他関係機関等に対して、障害児並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 6 事業所は、利用者に対する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存しなければならない。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、京都基督教福祉会と事業

所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

この規程は、2018年10月10日から一部改訂して施行する。

この規程は、2022年4月1日から一部改訂して施行する。

この規程は、2024年4月1日から一部改訂して施行する。